

## 平成29年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月27日（月）  
午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（27人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	麻生	克典						
委 員	3 番	岸本	六郎	4 番	浦口	大輔	5 番	今村	和人
	6 番	岳野	一敏	8 番	山口	美幸	9 番	郡	勝壽
	10 番	辻尾	政幸	12 番	竹尾	久人	13 番	高野	和美
	14 番	山口	孝生	15 番	木本	安仁	16 番	山下	裕史
	17 番	内海	輝次	18 番	辻山	保美	19 番	辻	良人
	20 番	山脇	初良	21 番	澤田	馨	23 番	宮原	信明
	24 番	熊野	三次	25 番	朝長	久夫	26 番	山添	満之
	27 番	平野	安雄	29 番	大久保	和博	30 番	井田	初美
	31 番	田中	初治						

5. 欠席委員（4人）

	7 番	太田	尚臣	11 番	松本千代治	22 番	牛水	司
	28 番	福田	務					

6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第 9号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第10号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第11号 非農地通知の対象とすることの決定について

### 報告事項

- ・農地転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

### 8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。本日、7番：太田委員、11番：松本委員、22番：牛水委員、28番：福田委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

す。

出席委員は在任委員 31 名中 27 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、12 番竹尾委員、13 番高野委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。

「1 番」について説明いたします。資料は 2 頁です。所在が西彼町烏加郷■■■■の畑、計 6 筆、30,532㎡の申請となっております。各筆毎の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「所有財産について、名義変更する必要が生じたため■■■■所有権移転（贈与）を行うもの」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっております。

関係資料は 3 頁から 7 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図を添付しております。申請地③のピンクところに譲り受け人の自宅があり徒歩 5 分圏内に耕作地がある状況です。5 頁は字図で、黄色に塗られている①から⑥が申請地です。6・7 頁は現況写真となっております。現況のまま牧草地として引き続き利用したいとのことです。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべて満た

していると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を担当委員お願いします。

27番           開拓で入植をされ、畜産を生業としてきた方で、直接お会いして話を聞きますと、高齢となり後継者に譲りたいとのことでした。法人化も考えているようで、特に問題はなく通常の経営移譲のようでありました。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長           ただ今議案第7号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長           次に議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局           議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。1番・2番については、申請はそれぞれ別の案件になりますが、譲り受け人・申請事由が同一であるため、資料をまとめています。資料は9頁です。所在地が西海町七釜郷■■■■畑1筆、面積・370㎡、と同所、畑1筆、面積・121㎡、現況はともに不耕作（耕作放棄地）となっています。地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は申請地の土地を敷地として譲受人の専用住宅1棟を建築する。となっています。本件は8月の総会において農用地区域除外を行ったものです。添付資料は、9頁から18頁まで、9頁に位置図、10頁に付近状況図、11頁に字図、12頁に航空写真、13頁に現況写真、14頁に被害防除計画書、15頁に配置図、16・17頁に配置及び断面関係図、18頁に平面図・立面図を添付しております。木造コロニアル葺平屋建て住宅、床面積102.14㎡、建築面積104.88㎡を予定しています。14頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1.3m）、切土を

行う（最高1.3m）申請地に盛土・切土を行うが、土留め工事、擁壁を設ける、法面保護をする。隣接地とは境界線より控えて擁壁を設置するため土砂流出の被害の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地・緩衝地を設ける2～6m程度、高さを加減する（5.5m程度）。隣接地境界から2～6m離し、平屋建てとし高さを加減しているため被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は溜枘、自然流下、汚水・生活雑排は合併浄化槽処理となっています。

農地区分については、道を挟んで作付け水田があるものの、周囲の農地も申請地と同様荒地となっており農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので第2種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番 申請者はすぐ近くの実家で親御さんと同居しておりますが、手狭となり住宅を建築するというところで、この土地は何年も耕作がされておらず荒地となっていたところで、周囲も荒廃地で申請地側には耕作している農地はなく、写真でお分かりのとおり市道を挟んで向かい側に田んぼがありますが影響はないものと思いますのでご審議方お願いします。

議長 ただ今議案第8号の1番と2番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番・2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 引き続き3番について説明を求めます。

事務局 3番について説明します。資料は19頁からです。3番の農地の所在は、西彼町八木原郷■■■■畑1筆、地目・畑、地籍・253㎡。地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は申請地を譲り受け、住宅を新築するとなっています。

添付資料は、20頁から28頁までで、20頁に位置図、21頁に付近状況図、22頁に航空写真、23頁に字図、24頁に現況写真を添付しています。25頁に被害防除計画書、26頁に配置図、27頁に平面図、28頁に立面図を添付しております。木造ガルバ鋼板葺2階建、住宅98.13㎡（1F72.46㎡、2F25.67㎡）建築面積77.42㎡を予定しています。

25頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高0.9m、最低0.2m）。それに伴う被害防除措置は、土留工事を行うで、コンクリートロック4段を行い土砂の水路への流入を防ぐ。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は申請地周辺の農地は耕作されていないため被害発生のおそれはない。排水計画ですが、雨水排水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は下水道放流を行い、道路側溝へ放流するとなっています。

農地区分については、周囲は荒地となっており、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

30番            譲渡し人と譲受け人は親子関係にあります。申請地は現在は梅の木が植栽されていますが、後ろは住宅があり前は市道になっています。隣は不耕作地で住宅を建築しても日照・雨水等について何ら影響はないものと判断されますのでご審議方よろしくお願いします。

議長            ただ今、議案第8号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長            「異議なし」と認めます。

よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長            次に議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、本案は今村委員が申請人となっている事案を含みますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限に基づき、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していた

だきます。それでは一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する. となっています。ここで資料の修正をお願いします。30頁の三段目、使用貸借とあるのを賃貸借に、35頁から38頁についても使用貸借を賃貸借とし、賃借料に賃借料金を追加し、支払方法に口座を追加します。詳細につきましては本日配布資料を参照ください。

30頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借「1年」のもの1件・3筆・1, 316㎡、「10年」のもの1件・85筆・37, 883.99㎡、の計1件・88筆39, 199.99㎡、市公社貸出分、賃貸借「1年」のもの1件・3筆・1, 316㎡、「10年」のもの5件・85筆・37, 883.99㎡、「8年6ヶ月」のもの1件・1筆・1, 497㎡の計5件・89筆40, 696.99㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」(県公社借入分)賃貸借「10年」のもの1件・21筆・76, 310㎡、賃貸借「5年」のもの1件・7筆・11, 157㎡の計1件・28筆・87, 467㎡の表が対象となっています。

31頁から34頁は市公社が借り受けた33件・88筆・39, 199.99㎡の詳細が計上され、使用貸借期間「10年」のもの85筆・「5年」のもの3筆、計88筆となっています。

35頁から38頁は市公社から貸し付けた5件・89筆40, 696.99㎡の詳細が計上され、賃貸借期間「10年」のもの85筆・「5年」のもの3筆・「8年6ヶ月」のもの1筆、計89筆となっています。

39・40頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」1件・21筆・82, 239㎡「5年」のもの1件・7筆・5, 228㎡、計1件・28筆87, 467㎡となっています。詳細につきましては、議案書及び本日配布資料を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を担当委員お願いします。

20番

1番～50番の件については更新の分でありまして、さらに10年間の賃貸借ということでもあります。借受者は生産法人でもあり、これまでどおりの形態で栽培をするということでありました。よろしくご審議をお願いします。

21番

51番から60番、65番、73番から77番、79番から81番、84番か

ら 87 番についても更新の分でありまして、いずれの方も熱心に取り組んでおられますのでよろしくお願いします。

議 長 　ただ今、議案第 9 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 9 号「農地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議 長 　次に議案第 10 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは議案第 10 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっております。資料は 47・48 頁です。先ほど 39・40 頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・28 筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1 社」に対し計 28 筆・87,467 m<sup>2</sup>の賃貸借が計上されています。1 番から 28 番までの 28 筆、「賃貸借」、「10 年」のもの 21 筆、「5 年」のもの 7 筆分の農用地利用配分計画（案）が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。49 頁に借り受け人の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 において特に問題はないものと判断します。  
事務局からの説明は以上です。

議 長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

20 番 　借り手は J A の関連会社で養豚業を営んでおります。母豚が 1,400 頭、肉豚の出荷頭数が 13,000 頭で養豚の一環経営をされております。現在、子牛の素牛が高騰しており繁殖経営が逼迫してきており、今回新たに繁殖牛の経営、子牛の生産をやることとなり、牧草地の確保が必要ということでの配分ということでもあります。ご審議方よろしくお願いします。

- 議 長 　　ただ今、議案第10号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》
- 議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》
- 議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第10号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。
- 議 長 　　次に議案第11号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。1番と2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは資料は50頁をお願いします。議案第11号の非農地通知の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は9筆・6,417㎡について、審議を頂きたいと思っております。所有者の方は2件の方なっております。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。今回の申請につきましても、1件目は1・2番で資料は51頁から55頁です。所有者は西海町太田和郷の方です。51頁に位置図、52頁に付近近況図、53頁に航空写真、54頁に字図を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっております。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。55頁が対象地の現況写真です。  
対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。  
2件目は3番から9番で資料は56頁から65頁です。所有者は大瀬戸町瀬戸下山郷の方です。56頁に位置図、57・58頁に付近近況図、59頁から61頁に航空写真、62・63頁に字図を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっております。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。64・65頁が対象地の現況写真です。  
対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。



議 長 それでは1番・2番の補足説明を担当委員お願いします。

1 2 番 現地は元は田んぼでありましたが、周辺を含め全ての水田で耕作はなされておりません。今はダケクと言いますか小さな竹が密集しており、現地にもいけないような状態であり、非農地として問題はないと思われまますのでご審議方よろしくをお願いします。

議 長 3番から9番について補足説明を担当委員お願いします。

3 番 申出者は昨年家族経営協定を締結され農業について非常に熱心な方です。荒れた農地等について整理をして経営を譲りたいと言うことのように思いました。申出者ととも現地に行きましたが、申出者すら場所が分からないように荒れている状態です。非農地の対象として問題はないと判断しましたのでご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第11号の1番から9番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませぬか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませぬか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第11号「非農地通知の対象とするものの決定について」の1番から9番については、非農地通知の対象とするものに決定いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 それでは資料は66ページをお願いします。平成29年2月受付分ではありますが、西彼町小迎郷における農業関連施設の整備工事（事後届出）の分となります。ここで資料の訂正をお願いします。小迎郷字下川原とあるのを小迎郷字川原と修正してください。詳細は本日の配布資料をご参照ください。申請地は西彼町小迎郷字川原の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。平成1年8月に倉庫兼作業所101.97㎡を建築し、平成1年9月から供用開始しています。

関係資料は67頁から73頁までで、67頁に位置図、68頁に付近近況図、69頁に航空写真、70頁に字図、71頁に現況写真を添付しています。72頁に被害防除計画書、73頁に平面・立面図をつけています。申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被

害防除措置として擁壁を設ける。被害の発生の恐れがない理由として、周囲に農地がないので被害の発生の恐れがない。日照、通風、耕作等への影響については周囲に農地がないので被害の発生の恐れがない。排水計画については雨水を水路放流するとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告説明がありました。何か意見等ありませんか。ないようでしたら、ただ今報告説明があったとおりに届出について承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成29年3月27日(月) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもって西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

平成 29 年 2 月 27 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人